

景観計画等について

1. 景観行政団体について

現在、景観行政団体である大津市や彦根市などの市町を除く区域については、滋賀県が景観行政を担っています。

今後、野洲市においては、景観法にもとづく『景観計画』を定め、野洲市独自の景観行政を担っていくため、野洲市は景観行政団体へ移行します。

2. 景観計画に定めることが可能な事項

	景観計画に定めることが可能な事項	概要
必須事項	景観計画区域	景観計画で対象とする区域を示します。
	景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	景観計画区域内での良好な景観の形成に向けての方針を示します。区域が分割する場合はそれぞれの区域ごとに方針を示します。
	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	方針に合致した建築物や工作物の建設等を行うときの制限事項を示します。
	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)	景観上重要となる建造物や樹木を指定するべきものがある場合に、その基本的な考え方を示します。
選択事項	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	現在、県の条例にもとづいて屋外広告物の掲出等を制限していますが、野洲市独自の制限をする際の制限内容を示します。
	景観重要公共施設の整備に関する事項	景観上重要となる道路や河川などの公共施設を景観に配慮した整備等を行う必要があるときに基準等を示します。
	景観重要公共施設の占用等の基準	公共施設に占用して設置する電柱や郵便差出箱などについて、景観に配慮した基準を設けるときに示します。
	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	農業振興地域において、魅力ある景観を保全・創出する必要があるときに、基本的な事項を示します。
	自然公園法の許可の基準	自然公園における許可の必要な行為に対して、良好な景観の形成に必要な上乘せの許可基準を定める必要があるときに示します。

3. 滋賀県景観計画の概要（第1回委員会提示資料）

(1) 景観計画区域

滋賀県全域。（大津市、近江八幡市、高島市、彦根市、守山市、長浜市、栗東市、東近江市が定めている景観計画区域を除く。）

(2) 風景づくりの理念と基本目標

理念

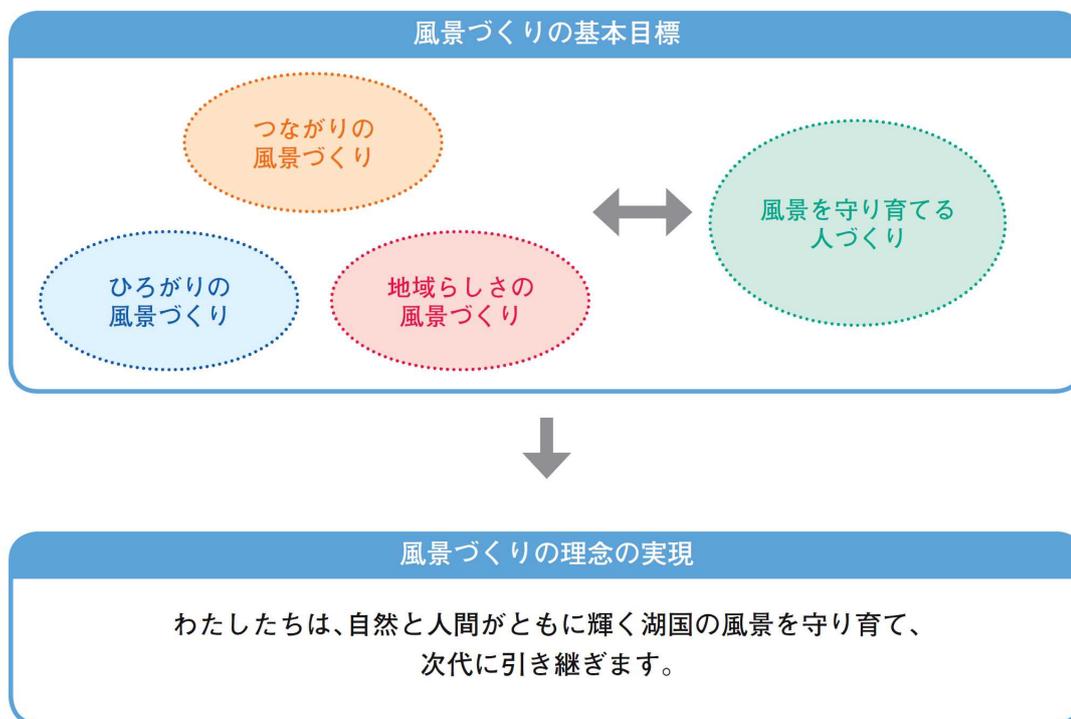
潤いとやすらぎのある湖国の風景は、長い歴史と多くの人々の絶え間ない努力により、守り伝えられてきました。今を生活している私たちは、この素晴らしい風景を守り、育て、創造し、あるいは修復しながら未来の人々に伝えていくため、風景づくりの理念を次のとおり定めます。

わたしたちは、自然と人間がともに輝く湖国の風景を守り育て、次代に引き継ぎます。

基本目標

風景づくりの理念に基づき、基本目標を「ひろがりの風景づくり」、「つながりの風景づくり」、「地域らしさの風景づくり」および「風景を守り育てるひとづくり」とします。

……風景づくりの基本目標概念図……



(3) 景観重要区域等(区域ごとの景観形成)

景観計画区域を以下の区域等に分け、区域ごとの特性に応じた景観形成基準を設けている。

景観重要区域	琵琶湖景観形成地域	
	琵琶湖景観形成特別地区	
	沿道景観形成地区	・国道 307 号沿道景観形成地区 ・国道 365 号沿道景観形成地区 ・主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区
	河川景観形成地区	・芹川河川景観形成地区 ・姉川河川景観形成地区 ・杣川河川景観形成地区 ・宇曾川河川景観形成地区
景観重要区域以外		

(4) 景観重要建造物、樹木の指定の方針

	景観重要建造物	景観重要樹木
指定対象	登録有形文化財である建造物 歴史的、文化的価値を有する建造物 歴史的な様式や地域固有の様式を継承する建造物 県民に親しまれ、周辺景観のシンボルとなっている建造物 県民、市町による推薦があった建造物	健全で樹形が景観上優れているもの 地域の固有の自生種で希少品種のもの 地域に元来ある樹種で樹齢が高いもの 景観上シンボリックな場所に位置しているもの 県民、市町による推薦があった樹木
指定にあたって	指定にあたっては、県民及び市町等からの推薦制度や、景観及び専門家及び第三者機関の意見を聞いて指定を行う。	

(5) 景観重要公共施設

景観重要公共施設に位置付けると、景観計画に即して整備することになるが、現時点では、指定された公共施設は無い。

対象公共施設	琵琶湖 国道307号線 国道365号線 主要地方道大津能登川長浜線 姉川	芹川 杣川 宇曾川 湖岸緑地 その他景観上重要な道路や河川等
位置づけにあたって	管理者と協議を行い、可能なものから景観重要公共施設として位置づける。	

(6) 関連施策および景観行政団体との連携による景観形成の推進

景観農業振興地域整備計画との連携

農山村地域は、自然の中で農林業の営みを通じて自然と一体となった風景を醸しだし、地域で永続的に営まれた生業が、今日の地域の個性ある豊かな田園風景を造ってきた。

このことから、地域の文化や伝統を守りつつ、農地の持つ多様な機能を保全活用し、田園、集落、里山、森林、川辺などと一体となった風景を維持発展させるため、市町の農業振興地域整備計画と整合性を図り、良好な営農条件を確保しながら、地域の特色ある田園風景を守り発展させるものとする。

景観行政団体協議会の設置およびその活用

景観行政は、住民に身近な市町が中心的な役割を担うことが望ましいことから、できるだけ多くの市町が景観行政団体となる必要がある。

一方、景観法においては、県または景観行政団体となった市町のいずれか一方が景観法の活用を図ることとされており、県土全体で調和のとれた景観形成を進めるという広域的な観点からは、県と景観行政団体となった市町とが連携・協力を図ることが不可欠である。

このことから、両者で構成される景観行政団体協議会を設置し、県土全体の風景づくりの協議を行い、琵琶湖を中心とした一体的な景観形成に努めるものとする。

4. 野洲市における滋賀県景観計画の現状

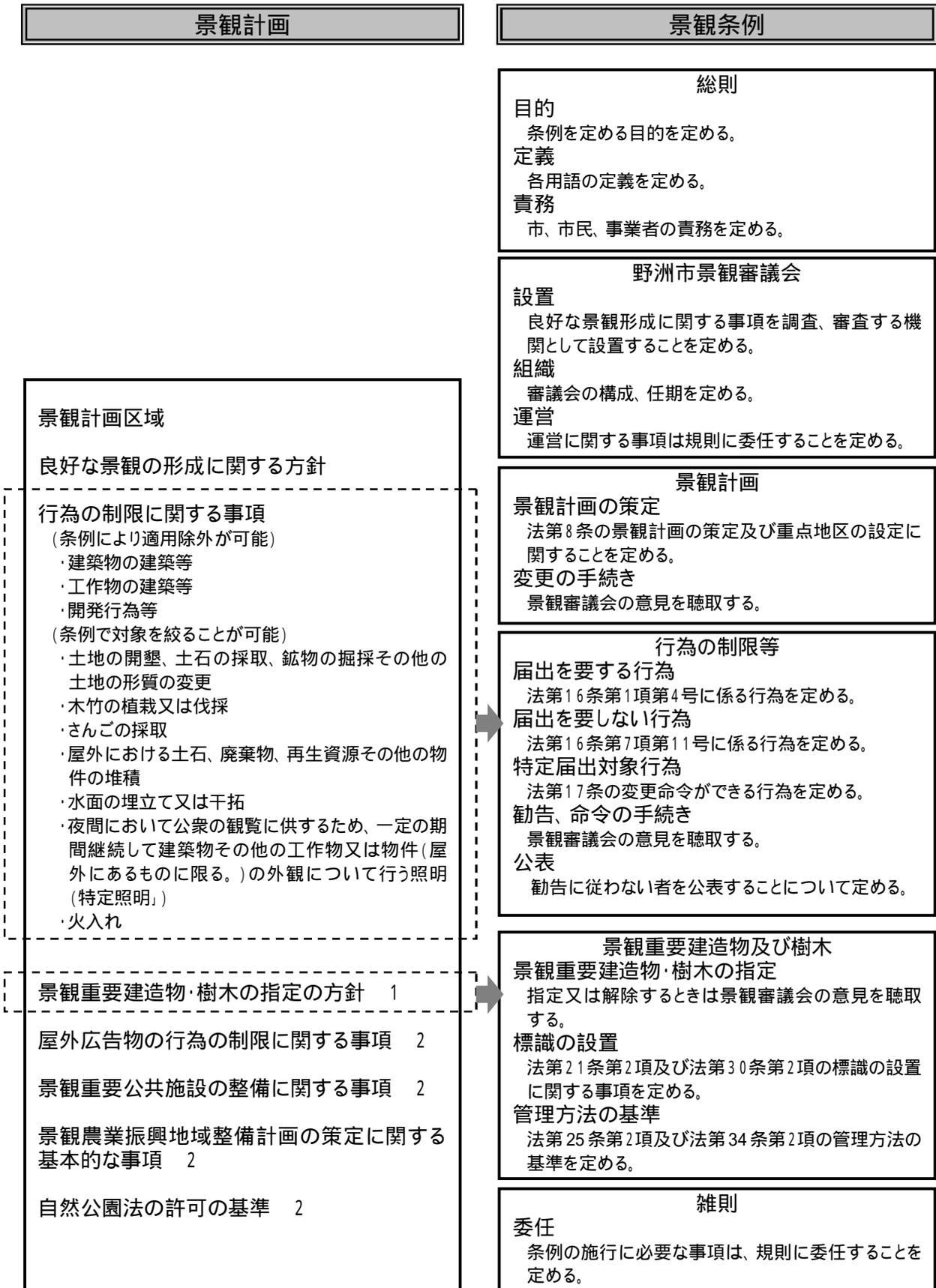
滋賀県景観計画	景観重要区域	琵琶湖景観形成地域	
		琵琶湖景観形成特別地区	
		沿道景観形成地区	・主要地方道大津能登川長浜線沿道景観形成地区
景観重要区域以外			



滋賀県景観計画(届け出対象行為・基準項目)

		景観計画区域				景観重要区域以外 〔58頁以降参照〕
		景観重要区域				
		〔29頁以降参照〕 琵琶湖景観形成 地域	〔29頁以降参照〕 琵琶湖景観形成 特別地区	〔42頁以降参照〕 登川長浜線沿道景 観形成地区	沿道景観形成地区 (主要地) 方道大津能	
届出対象行為	建築物等の新築、新設、増築、改築または移転				大規模建築物等のみ ・高さ13m以上or4階建て以上の建築物 ・高さ13m以上の工作物	
	建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更					
	木竹の伐採				-	
	屋外における物件の堆積				-	
	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	-			-	
	水面の埋立てまたは干拓	-			-	
基準項目	建築物等の敷地内における位置、高さ、形態、意匠、色彩または素材				(高さ除く)	
	大規模建築物等の屋外の建築設備または屋上工作物の位置、形態、意匠、色彩または素材	-	-	-		
	緑化措置または樹木等の保全措置					
	木竹を伐採する場合の位置または規模				-	
	屋外において物件を集積し、または貯蔵する場合の位置、高さまたは遮へい措置				-	
	鉱物を掘採し、または土石の類を採取する場合の遮へい措置または事後措置	-			-	
	水面を埋め立て、または干拓する場合の護岸の措置	-			-	
	土地の形質を変更する場合のり面の措置	-			-	
その他、知事が景観形成のため必要と認める事項						

5. 景観計画と景観条例の構成



1:指定する物件がある場合

2:選択事項